平成２２年（フ）第３６６号
大津市坂本３丁目４番58号　木津アパートＢ－２号、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南350番地２
債務者　田中富美恵
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７４号
滋賀県甲賀市水口町水口195番地１―201号ドゥーレジダンス、前住所滋賀県甲賀市水口町南林口22番地
債務者　石橋　健一
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７０号
滋賀県湖南市岩根3336番地13
債務者　木田　修子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０１号
滋賀県草津市野路東４丁目15番14―203号、前住所滋賀県草津市野路１丁目12番11―203号
債務者　澤田正二三
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５１号
滋賀県栗東市辻280番地　第２カナヤハイツ11号室
債務者　増川　育弘
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６１号
滋賀県大津市横木１丁目２番５号　ドエル緑ヶ丘205号
債務者　グローウィングこと　古賀　泰史
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８８号
滋賀県草津市追分町614番地14
債務者　足立　由美
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９１号
滋賀県野洲市吉地1248番地１
債務者　石川　一伊
１　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９２号
滋賀県野洲市吉地1248番地１
債務者　石川　昭子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９４号
大津市平津１丁目17番22号　エスポワール平津305
債務者　是永　　栄
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３号
愛媛県今治市朝倉上甲667番地、旧住所愛媛県今治市朝倉上甲532番地５
債務者　曽我部るみ
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第７６７号
高知市孕西町17番地４
債務者　依光　剛史
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６８号
高知市孕西町17番地４
債務者　依光　美代
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８０４号
高知市神田1750番地５
債務者　西岡　博久
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４６号
高知市小津町14番４号　高木アパート２号
債務者　宮尾　一史
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４８号
高知市中の島２番108号　ハイツ中の島Ⅱ102
債務者　中西めぐみ
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５１号
高知市薊野南町６番24号　栄喜マンション203号
債務者　岡林　邦彦
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで　高知地方裁判所破産係